

- 1 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？
 ① 市町村長 ② 選挙管理委員 ③ 議員 ④ 知事
- 2 都道府県知事や市町村長の任期は、何年と定められている？
 ① 3年 ② 5年 ③ 4年 ④ 6年
- 3 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？
 ① 首長 ② 教育委員 ③ 議長 ④ 副議長
- 4 地方公共団体が、法律の範囲内で独自のルールとして制定する法を何という？
 ① 規則 ② 政令 ③ 条例 ④ 法律
- 5 地方公共団体が定めた条例が国の法律と矛盾・対立している場合、その規定はどうなる？
 ① 無効 ② 違憲 ③ 取消 ④ 有効
- 6 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？
 ① 監査請求 ② 解職請求 ③ 条例制定請求 ④ 事務監査請求
- 7 地方自治において、解職請求（リコール）が受理された後、住民が直接参加して解職の是非を決定する手続きを何という？
 ① 採決 ② 審議 ③ 住民投票 ④ 署名
- 8 住民が首長や議員の解職を求めるなど、政治に直接参加して地方自治を支える権利の総称を何という？
 ① 議会の調査権 ② 議会の不信任権 ③ 直接請求権 ④ 知事の解散権
- 9 地方公共団体の議会が制定する、その地域独自の法規を何という？
 ① 予算 ② 法律 ③ 条例 ④ 決算
- 10 議会が否決した予算案や条例案に対し、首長が議会に対して再度の審議を求める権限を何という？
 ① 再議 ② 不信任決議 ③ 辞職 ④ 解散
- 11 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？
 ① 予算案の議決 ② 解職請求 ③ 不信任決議 ④ 事務監査請求
- 12 地方議会によって制定される、その地方独自のルールのことを何という？
 ① 条例 ② 決算 ③ 予算 ④ 法律
- 13 地方自治体ごとの税収格差を埋めて、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるように国が配分するお金を何という？
 ① 地方譲与税 ② 地方交付税 ③ 地方債 ④ 国庫支出金
- 14 自治体が住民から自ら徴収する税金と対比される、所得税や酒税のように国が徴収する税金を何という？
 ① 地方債 ② 地方交付税 ③ 国税 ④ 地方税
- 15 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？
 ① 直接請求 ② 地方自治の本旨 ③ 議会制民主主義 ④ 住民投票



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	議員 は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。		3 議員	☐
2	地方自治法において、知事や市町村長の任期は 4年 と規定されています。		3 4年	☐
3	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を 首長 と呼びます。		1 首長	☐
4	条例 とは、地方公共団体が国の法律や憲法の範囲内で独自に定める決まりです。		3 条例	☐
5	もし条例の内容が国の法律と矛盾している場合、法律の優位性が認められ、その条例の規定は法的効力を持たない「 無効 」なものとして扱われます。		1 無効	☐
6	解職請求 （リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。		2 解職請求	☐
7	住民から一定数以上の署名が集まって請求が受理されると、その自治体で 住民投票 が行われます。		3 住民投票	☐
8	直接請求権 は、住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、首長や議員の解職請求などを行う権利です。		3 直接請求権	☐
9	条例 は、地方公共団体の議会が制定する法規です。		3 条例	☐
10	首長が議会の決議に不服がある場合、あるいは執行できないと判断した場合に「 再議 」を要求できます。		1 再議	☐
11	不信任決議 が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。		3 不信任決議	☐
12	条例 は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。		1 条例	☐
13	そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ 地方交付税 交付金を配分します。		2 地方交付税	☐
14	国税 は、国が法律にもとづいて集め、国の予算として使う税金です。		3 国税	☐
15	地方自治の本旨 とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。		2 地方自治の本旨	☐

言えなかった用語ノート